

国立研究開発法人物質・材料研究機構 客員研究者等取扱規程

平成18年4月19日

18規程第33号

改正：平成20年 3月25日 20規程第35号
改正：平成21年 3月30日 21規程第63号
改正：平成22年 4月27日 22規程第36号
改正：平成23年 3月28日 23規程第8号
改正：平成23年 4月27日 23規程第27号
改正：平成23年10月31日 23規程第86号
改正：平成24年 9月18日 24規程第69号
改正：平成26年 1月14日 26規程第1号
改正：平成27年 3月24日 27規程第40号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の職員以外の者で、機構において研究及び事務業務に参画する者（外国人を含む。以下「客員研究者等」という。）の受入れに関する必要事項を定め、客員研究者等の適切かつ効率的な管理運営を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は次に掲げる者に適用する。

(1) 客員研究者

招聘状により国内外から招聘し、研究する者

(2) 外来研究者

ア 共同研究契約における実施相手機関の研究者

イ 国又は国に準じた機関等との各々の制度に係る契約書等又は協定等に基づき機構において研究する者

ウ 機構の研究業務に必要と認められる者及び研究協力等を目的として研究業務に参画することを希望する者（学生を除く）

(3) 研修生

ア 連携大学院制度及び連係大学院制度を活用した大学院生

イ NIMSインターンシップ制度を活用する者

ウ 機構において、大学等における教育活動の一環として研究業務に参画することを希望する者及び技術習得等を目的として研究業務に参画することを希望する者

エ 機構において、大学等における教育活動の一環として実施されている、実社会における体験を通して教育目標の達成を図る試みを希望する者

オ 機構において事務業務に係る知識習得等の一環として業務に参画することを希望する者

(4) オープンラボ研究者

機構において、招聘状により国内外から招聘し、オープンラボ研究業務に参画する者

(承認基準)

第3条 客員研究者等は、次に掲げる基準を満たし、理事長が承認した者とする。ただし、外来研究者、研修生及びオープンラボ研究者については、各々の制度に係る契約書等（以下「契約書等」という。）による手続き等により客員研究者等の資格を得るものとする。

(1) 研究業務に支障なく携われる健康と能力を有する者であること。

(2) 原則として、大学等に在学中の者又は国、地方公共団体及び企業等に在職中の者であり、その者の所属長（以下「申請者」という。）が認めた者であること。

(3) 機構の業務範囲に定められた研究業務に参画する者であること。

(服務等)

第4条 客員研究者等は、受入部署の担当職員（以下、「受入担当者」という。）の監督を受けるとともに、機構の服務及び管理規程等を遵守しなければならない。また、受入担当者は、客員研究者等が当該規程等を遵守するよう指導、協力しなければならない。

2 理事長は、機構の諸規程等を遵守しない客員研究者等については、承認を取り消すことができる。

(受入条件等)

第5条 機構は、次に掲げる条件により、客員研究者等を受け入れるものとする。ただし、外来研究者及び研修生は契約書等に従うこととし当該契約書等に定めがない場合は本条に従うものとする。

(1) 客員研究者には、旅費及び滞在費（国立研究開発法人物質・材料研究機構招聘規程（平成18年3月28日 18規程第32号）による、以下同様）を支給することができる。謝金については支給しない。

(2) 外来研究者及び研修生には、旅費、滞在費及び謝金を支給しない。但し、第2条第3号アに定める者には旅費及び滞在費を、同号イに定める者には滞在費をそれぞれ支給することができる。

(3) オープンラボ研究者には、旅費規程（国立研究開発法人物質・材料研究機構旅費規程（平成13年4月2日 13規程第12号）に基づき、旅費、日当及び宿泊費を支給することができる。謝金については支給しない。

(4) 客員研究者等の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行わない。

(5) 客員研究者等の故意又は重大な過失により研究機器等に損傷を与えた場合は、本人又は申請者との連帯により弁償するものとする。

(6) 客員研究者等の福祉（健康診断等）に関する処遇は行わない。

(7) 客員研究者等が機構で得た研究成果等を公表及び利用する場合は、あらかじめ外部連携部門研究連携室長の承諾を受けるものとする。

(8) 客員研究者等の研究業務に関連して得た知的財産権は、別に契約書等による定めがない限り機構に帰属するものとする。

(9) 客員研究者等は、傷害保険に加入するなど補償等の処置に備えるものとする。

(10) 本条(1)、(2)及び(3)に関わらず、委員会出席、講習会、講演会、原稿執筆及び理事長が特に認めた場合に対する謝金は支給できるものとする。

2 この規程に定めるものの他、第2条第3号イに定める者の取扱いに関しては、別に定める要領に従うこととする。

(手続き)

第6条 客員研究者等の受入れは、以下の手続きによるものとする。

(1) 客員研究者等についてはあらかじめ様式3「誓約書」を提出するものとする。

(2) 第2条第1号、第2号のア・イ、第3号のア・イ及び第4号に該当する者の受入担当者は、あらかじめ様式1「客員研究者等の受入内協議書」を提出し理事長の承認を得るものとする。

(3) 第2条第2号のウ及び第3号のウ・エ・オに該当する者の申請者は、あらかじめ様式2「客員研究者等承認願」を提出し、理事長の承認を得るものとする。

(4) 理事長は前号により客員研究者等として承認した者に対して様式4「客員研究者等承認書」を交付するものとする。

(5) 第2条第2号のウ及び第3号のウ・エに該当する者の申請者は、研究期間の延長等を希望する場合は、あらかじめ様式5-1「客員研究者等期間延長・短縮願」を提出し、理事長の承認を得るものとする。

(6) 理事長は、前号により研究期間の延長を承認した者に対して、様式5-2「客員研究者等期間延長・短縮承認書」を交付するものとする。

(7) 様式2「客員研究者等承認願」により承認を得て客員研究者等として研究を行っていた者については、研究期間終了後一ヶ月以内に様式6「客員研究者等研究成果報告書」を提出するものとする。

(8) 理事長は、客員研究者等に対して、入構許可証、カードキー及びメールアドレス等を交付することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるものの他、客員研究者等の取扱いに関し必要な事項が生じた場合は、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年5月1日から施行する。

2 外来研究員取扱規程（13規程第35号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月25日 20規程第35号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日 21規程第63号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月27日 22規程第36号）

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

附 則（平成23年3月28日 23規程第 8号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月27日 23規程第27号）

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年10月31日 23規程第86号）

この規程は、平成23年10月31日から施行する。

附 則（平成24年9月18日 24規程第69号）

この規程は、平成24年9月18日から施行する。

附 則（平成26年1月14日 26規程第1号）

この規程は、平成26年1月14日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第40号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

ユニット長等	グループリーダー等

客員研究者等承認願

平成 年 月 日

国立研究開発法人
物質・材料研究機構 理事長 殿

申請者 (住 所)

(機 関 名)

(職・氏名)

公印

下記の者を貴機構において、
外来研究者 研修生 研究 事務
として 業務に従事させたいので、ご承認いただきたく

お願い申し上げます。

記

- 1 職 名
- 2 氏 名
- 3 希望所属
- 4 受入担当者
- 5 受入研究配算体コード
(配算体名称)
- 6 受入研究題目
- 7 希望期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年 月間)
- 8 添付書類等 (1) 誓約書
(2) 履歴書、写真1葉
(3) 申請機関案内書 (パンフレット等)

Form2

ユニット長等	グループリーダー等

Application for Approval

<date>

To the President of
National Institute for Materials Science

Applicant Address :

Affiliation:

Post • Name:

signature

I apply for the approval of sending the person listed below to the Institute
as Visiting Researcher.
Trainee.

NOTES

1. Post:
2. Name:
3. Accepting Group (NIMS):
4. Responsible Person (NIMS):
5. Budget Code:
6. Research Theme:
7. Term from to (for)
8. Others (Please submit with this application.)
 - (1) Agreement
 - (2) Curriculum Vitae, Photograph
 - (3) Brochure of your organization

誓約書

平成 年 月 日

国立研究開発法人
物質・材料研究機構 理事長 殿

客員研究者等（氏 名）

印

今般、貴機構で研究業務に従事するに当たり、下記事項を厳守いたします。

記

1. 貴機構の服務及び管理規程等を遵守いたします。
2. 貴機構において研究活動を行うにあたっては、貴機構の行動規範等に従い、研究不正及び研究費の不正使用などの行為は行いません。また、これらの行為を行ったことにより、貴機構に損害を与えた等の場合には、法的な責任を負担することに異議はありません。
3. 貴機構において得た知的財産権は別に契約書等による定めがない限り貴機構の帰属とします。また、その取扱いについては、貴機構の規程に従います。
4. 研究期間中はもとより研究期間終了後においても、貴機構の承諾なしに研究内容を第三者に対し漏洩いたしません。また、貴機構の承諾なしに研究成果をいかなる目的にも使用いたしません。
5. 貴機構において得た研究成果等を公表するときは、貴機構の規程に従います。
6. 貴機構に属するいかなる文章、記録媒体、資料等も、貴機構の事前の書面による承諾なしに機構外に持ち出しません。
7. 故意であるか否かに関わらず、自らもしくは第三者の研究成果を貴機構内に持ち込んだことにより、又は、貴機構で得た研究成果を貴機構外に持ち出したことにより、結果として貴機構に損害を与えた場合には損害を賠償いたします。
8. 受入期間終了に際しては、貴機構から貸与を受けた図書、物品等は返却いたします。
9. 本人の故意又は過失により機器等に損傷を与えた場合は弁償いたします。
10. 本人の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は請求いたしません。
11. 傷害保険に加入するなど補償等の措置を行います。

※客員研究者等の業務内容により、1. 及び2. 以外の事項に当てはまらないものがある場合修正することも可能とする。また、誓約書と同様の書類がある場合には、それに代えることも可能とする。

Agreement

<date>

To the President of
National Institute for Materials Science

Name :

signature

I shall strictly observe the following terms during my work at the National Institute for Materials Science (hereafter referred to as the Institute).

NOTES

1. I shall strictly abide by the service and management regulations of the Institute.
2. I shall comply with the code of conduct of the Institute and shall not commit any research misconduct or fraudulent use of research funds when engaging in research activities of the Institute. Furthermore, I agree to assume legal responsibilities for any damages which may be caused by committing these acts.
3. I shall assign any intellectual property rights as well as the right to receive intellectual property rights acquired by me during the period of appointment at the Institute to the Institute, unless otherwise stipulated by other agreements. I shall obey the provisions of the Institute with respect to intellectual property related to my research at the Institute.
4. I shall not disclose any information on the studies at the Institute to a third party during my stay and after my tenure terminated, and shall not use any results without prior consent from the Institute.
5. I shall obey the provisions of the Institute in the case that I intend to publish any results or information derived from the research which I carry out at the Institute.
6. I shall not take any documents, recording media and materials out of the Institute without prior written consent from the Institute.
7. I shall compensate the Institute for any damages which I created by introducing any information to the Institute personally or indirectly, or by taking any results out of the Institute.
8. I shall return any books and everything I have borrowed from the Institute at the time of my leaving.
9. I shall not claim compensation for any injuries caused deliberately or carelessly during my work.
10. I shall repair any damages to the equipment or facilities in the Institute during my work sharing the responsibility with my responsible organization should the damages be caused deliberately or carelessly.
11. I will take any insurance against accidents at my own expense.

※Depending on the work plan of the Guest researchers, all terms can be modified except number 1 and number 2.

It's possible to substitute this agreement with a similar document.

客員研究者等承認書

殿

国立研究開発法人
物質・材料研究機構 理事長

外来研究者
貴機関の下記の者を 研修生 に承認する。

記

1. 氏 名
2. 受入担当所属
3. 受入担当者
4. 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日（ 年 月間）
5. 受入研究題目
6. 承認条件
 - (1) 上記3の受入担当者の監督を受けるものとし、当機構の服務及び管理規程等遵守しなければならない。
 - (2) 故意又は重大な過失により研究中に発生した事故による負傷等に対する補償は行わない。
 - (3) 故意又は重大な過失により機器等に損傷を与えた場合は、本人又は申請者との連帯により弁償するものとする。
 - (4) 福祉（健康診断等）に関する処遇は行わない。
 - (5) 機構で得た研究成果等を公表するときは、あらかじめ機構の承諾を得なければならない。
 - (6) 研究業務に関して得た知的財産権は、原則として機構に帰属するものとする。
 - (7) 傷害保険等に参加するなど補償等の措置に備えるものとする。

ユニット長等	グループリーダー等

客員研究者等期間延長・短縮願

平成 年 月 日

国立研究開発法人
物質・材料研究機構 理事長 殿

申請者 (住 所)

(機 関 名)

(職・氏名)

公印

貴機構の 外来研究者 研究
研修生 として 業務に従事しております下記の者について、期間の延長・短縮
事務

をお願いします。

なお、研究期間の延長をご承認いただいたうえは現在の誓約書を厳守いたします。

記

1. 氏 名

2. 受入担当所属

3. 研究 題 目

4. 延長・短縮する理由

5. 研究 期 間 希望期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

(既承認期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

ユニット長等	グループリーダー等

Application for Extension • Shortening

<date>

To the President of
National Institute for Materials Science

Applicant

Address :

Affiliation:

Post • Name:

signature

I apply for the approval of the extension • the shortening as for the person listed below
as Visiting Researcher.

Trainee.

I also keep to the Agreement after the extension is approved.

NOTES

1. Name:

2. Accepting Group (NIMS):

3. Research Theme:

4. Reason for Extension • Shortening:

5. The period desired:

from

to

(The current term:

from

to

)

客員研究者等期間延長・短縮承認書

殿

国立研究開発法人
物質・材料研究機構 理事長

貴機関から提出された客員研究者等期間延長・短縮願について、下記のとおり承認します。

記

1. 氏 名
2. 受入担当所属
3. 受入研究題目
4. 研究期間
延長・短縮期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(前研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

ユニット長等	グループリーダー等

客員研究者等研究成果報告書

平成 年 月 日

国立研究開発法人
物質・材料研究機構 理事長 殿

申請者 (住 所)

(機 関 名)

(職・氏名)

公印

客員研究者等氏名

印

貴機構での研究期間が終了しましたので、研究成果を報告いたします。

記

1. 受入担当者所属

2. 受入担当者氏名

3. 研 究 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4. 受入研究題目

5. 研 究 成 果 別紙のとおり

ユニット長等	グループリーダー等

Report

<date>

To the President of
National Institute for Materials Science

Applicant

Address :

Affiliation:

Post • Name:

*Visiting Researcher
Trainee*

signature

signature

We submit report owing to the termination of the term.

NOTES

1. Accepting Group (NIMS):

2. Responsible Person (NIMS):

3. Term: from to

4. Research Theme:

5. Report: *See attached paper*